

議案第28号

三朝町介護保険地域支援事業手数料条例の廃止について

次のとおり三朝町介護保険地域支援事業手数料条例を廃止することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成27年3月5日

三朝町長 吉田 秀光

三朝町介護保険地域支援事業手数料条例を廃止する条例

三朝町介護保険地域支援事業手数料条例（平成18年三朝町条例第35号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。